

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 子供のいない夫婦の相続

Q：私には子供がいませんから、私の財産は、すべて妻が相続するものと思っていましたところ、わたしの兄弟にも一部が渡ると聞きました。妻が将来1人で暮らしていくことが心配ですので、何とか全部妻に相続させたいのですが、方法を教えてください。

A：財産すべてを妻がもらえる内容の遺言書を作成してください。

【解説】

法律では、子供がいない夫婦で夫が死ぬと、その財産は、夫に両親がいれば、妻に3分の2、残りは夫の両親に渡り、もし、夫に両親がいなければ、妻に4分の3、残りは夫の兄弟に相続されます。

したがって、妻の将来の生活のために妻に全額残したい場合は、遺言でそのように指定しなければなりません。

この遺言が効力を持つためには、公証人役場で作成する公正証書が、間違いがありません。公正証書の作成費用は、財産額によって異なりますから、公証人役場で事前に確認してください。

ただ、親には遺留分がありますので、もし親が遺留分減殺請求をすれば、親に6分の1が渡ることになり、妻の相続は6分の5になります。なお、兄弟にはこのような遺留分はありません。

